

○貝塚市留守家庭児童会条例

平成12年 9 月29日

条例第47号

改正 平成18年 3 月30日条例第16号

平成19年 3 月26日条例第 6 号

平成20年 3 月31日条例第15号

平成23年 9 月30日条例第19号

平成26年 9 月29日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るために行う留守家庭児童会事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成26年条例22号〕)

(入会資格)

第2条 貝塚市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)に入会することができる児童は、次の各号のすべての要件を満たす児童とする。

- (1) 本市に居住する者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又は特別支援学校の小学部(以下この号において「小学校等」という。)に在籍しているもの又は本市の小学校等に在籍している者
- (2) 児童の保護者が労働又は疾病その他の事由により、主として児童の下校時から夕刻までの間家庭にいない状態又はこれに類する状態の日が概ね1月(日曜日を除く。)の3分の2以上あり、かつ、その状態が1月以上継続すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者は、児童会に入会することができる。

(一部改正〔平成19年条例6号・20年15号・26年22号〕)

(入会の申請及び許可)

第3条 児童会に入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成20年条例15号〕)

(入会の不許可等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、若しくは入会の

許可を取り消し、又は出席を停止することができる。

- (1) 児童が第2条に規定する入会資格を有しないとき又は喪失したとき。
- (2) 保護者が次条に定める留守家庭児童会一部負担金(以下「負担金」という。)を1月以上滞納したとき。
- (3) その他児童会の管理運営上支障があると市長が認めるとき。

(一部改正〔平成20年条例15号〕)

(負担金)

第5条 児童会に入会した児童の保護者は、負担金を納付しなければならない。

2 負担金の額は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上在会している場合の2人目以降の負担金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2人目 月額3,000円
- (2) 3人目以降 月額1,500円

3 午後6時以降において開設時間を延長した児童会の学級を利用する場合の負担金(以下「延長利用負担金」という。)の額は、児童1人につき当該利用時間1時間当たり150円とする。この場合において、当該利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。

4 市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金を減額し、又は免除することができる。ただし、延長利用負担金については、この限りではない。

5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成18年条例16号・23年19号〕)

(負担金の納付)

第6条 保護者は、毎月10日までに、当該月分の負担金(延長利用負担金を除く。以下この項において同じ。)を納付しなければならない。ただし、月の途中において入会したときは、当該月分の負担金は、入会の日から10日以内に納付するものとする。

2 保護者は、開設時間を延長した児童会の学級を利用する際に、延長利用負担金を納付しなければならない。

(一部改正〔平成18年条例16号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年条例15号〕)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第16号改正)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第6号改正)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第15号改正)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第19号改正)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日条例第22号改正)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。